

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課	
不利益処分名	原因者負担金の負担	
根 拠 法 令	道路法	
根 拠 条 項	第58条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5337 )	
処 分 基 準	基 準	<p>道路法 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)